

公益社団法人愛知県医師会会長様
一般社団法人愛知県病院協会会長様
一般社団法人愛知県医療法人協会会長様

愛 知 県 保 健 医 療 局 長
(公 印 省 略)

豊橋市内の養鶏場において発生した鳥インフルエンザへの対応について
(通知)

日頃は、本県の保健医療行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年12月5日に豊橋市内の農場で飼養されている鶏について、鳥インフルエンザ（H5亜型）の発生が確認されたことから、現在、当該農場の飼養家きんの殺処分、移動制限区域の設定等の防疫措置が行われているところです。

当面の鳥インフルエンザ（H5N1）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に係る対応については、『国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査について』の一部改正について」（平成20年6月6日付け20健対第470号健康担当局長通知）及び『鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について』の一部改正について」（平成20年6月6日付け20健対第471号健康担当局長通知）に基づくほか、下記のとおりですので、貴会員へお知らせください。

記

- 1 発生農場の従事者等、濃厚接触者に対しては、豊橋市が10日間の健康調査を行うとともに、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施していること。（概要については、別紙のとおり。）
- 2 発生農場の防疫作業従事者に対しては、作業中の感染防護具の着用、作業後10日間の健康調査、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等、適切な感染防止策を講じていること。（概要については、別紙のとおり。）
- 3 万が一、医療機関が鳥インフルエンザにかかった疑いのある患者を診察した場合には、直ちに最寄りの保健所へ報告すること。
なお、感染症法第12条に基づく鳥インフルエンザ（H5N1）の届出基準等については、ウェブページで閲覧できること。（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kansen-taisaku/0000018039.html>）
- 4 鳥インフルエンザ（H5N1）は二類感染症であることから、当該患者（疑いを含む。）が発生した場合には、感染症指定医療機関において診療、入院を行うこと。

担 当 感染症対策局感染症対策課
医療体制整備室感染症グループ
電 話 052-954-7490（ダイヤルイン）
電子メール kansen-taisaku@pref.aichi.lg.jp